

**お知らせ**  
info

## 子育て世帯への臨時特別給付金のご案内

**問** 町民生活課 生活支援係 内線 2118

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組の一つとして、児童手当(本則給付)を受給する世帯(0歳から中学生のいる世帯)に対し、臨時特別給付金(一時金)を支給します。

### 支給対象者

- 令和2年4月分(3月分を含む)の児童手当(本則給付)の受給者
- ※新高校1年生になった児童がいる場合は、令和2年3月分の児童手当(本則給付)の受給者
- ※特例給付(児童1人につき5,000円)を受給している方は対象外です。

### 支給児童

- 令和2年4月分の児童手当(本則給付)の対象となる児童
- ※新高校1年生になった児童がいる場合は、令和2年3月分の児童手当(本則給付)の対象となる児童

### 給付額

対象児童1人当たり1万円(1回限り)

### 申請・支給時期

＜公務員以外の方＞

原則、申請は不要です。6月中旬に児童手当振込口座へ振り込みます。

＜公務員の方＞

申請が必要です。各所属庁から配布される申請書を提出してください。申請書審査後、順次支給を開始します。

※【申請場所】 令和2年3月31日時点で住民票のある市町村



**お知らせ**  
info

## 環境保全活動に取り組もう！ ゴミゼロを目指しましょう！

**問** 環境保全課 廃棄物対策係 内線 2441

**5月30日は「ゴミゼロの日」、6月5日は「環境の日」です。**

国連では、6月5日を「世界環境デー」、日本では「環境の日」と定めており、6月は「環境月間」としています。

それに合わせて、鬼北町では、6月を「不法投棄監視パトロール強化月間」とし、巡回を予定しています。この機会に皆さんが所有している土地に不法投棄されていないかの確認など、積極的な環境保全活動に取り組みましょう。

また、鬼北町では、不法投棄・ポイ捨ての未然防止のため、簡易監視カメラの貸し出しを行っています。希望される方は環境保全課までお問い合わせください。

※不法投棄を発見した場合は、警察または環境保全課までお問い合わせください。



**お知らせ**  
info

## 「食べる力」を育てよう！ 「食育」を考えましょう！

**問** 保健介護課 保健係 内線 3116



毎年6月は「食育月間」、毎月19日は自分自身や家族の食生活を見直す「食育の日」です。「食育月間」や「食育の日」を機会に、皆さんも食育に取り組んでみませんか。

### 食育で育てたい「食べる力」

- 心と身体の健康を維持できる
- 食事の重要性や楽しさを理解する
- 食べ物の選択や食事づくりができる
- 一緒に食べたい人がいる(社会性)
- 日本の食文化を理解し、伝えることができる
- 食べ物や作る人への感謝の心